

改正消費税 (税率アップ・軽減税率への実務対応)

2019年10月からの消費税改正点

TKC 近畿兵庫会 神戸中央支部 税理士 宮崎 敦史

売上げ・仕入れに関する特例

現行制度での取引総額からの割戻し計算に加え、経過措置として売上げ・仕入れに関する税額の計算の特例が置かれています。

・ 仕入税額の計算の特例

基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者(免税事業者を除く)が、課税仕入れを税率ごとに区分することについて困難な事情があるときは、下記の方法により売上税額を簡便に計算する特例が認められます。

- 1、小売等軽減売上割合(売上げに占める軽減税率対象品目の仕入割合)を用いて計算する場合(卸売・小売のみ)

課税売上を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、それらの事業に係る課税仕入れ等に、それらの事業に係る課税売上げに占める軽減税率対象取引の割合(小売等軽減仕入割合)を乗じて軽減税率対象となる課税仕入れ等を算出し、仕入税額を計算できます。(2019年10月1日から2020年9月30日の末日までの期間)。

注1) 簡易課税制度適用時には適用不可。

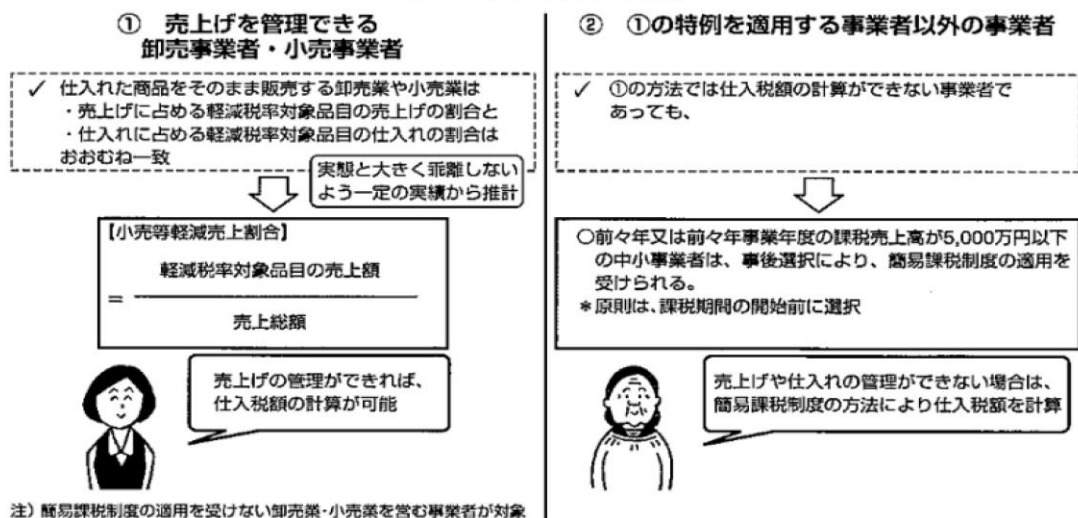
注2) 卸売業・小売業に関わる部分のみ適用可。

注3) 売上税額の計算の特例(小売等軽減仕入割合を用いて計算する場合)の適用を受ける場合にも適用不可

- 2、簡易課税制度の特例(簡易課税制度適用届出の期限延長)

基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者(免税事業者を除く)が、国内において行う課税仕入れ等を異なる税率ごとに区分することについて困難な事情があるときは、2019年10月1日から2020年9月30日までの日の属する課税期間の末日までに、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。注)届出書は、2019年7月1日から提出可能です。

【仕入税額の計算の特例】



出典:「消費税の軽減税率制度」財務省

なお「中小企業者以外の経過措置」については、平成28年11月の法律改正により実施されなかったこととなりました。